

懲戒処分の指針

広島県教育委員会

第1 基本事項

1 一般的事項

地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならず、また、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない義務がある。

特に、教育に携わる職員は、将来を担う児童・生徒の健全な育成を図るために社会一般のルールやモラルを教え導く立場にあり、より高度の倫理的責任を負うことが期待されている。

本指針は、代表的な懲戒処分の事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものであり広島県教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員、県立学校に勤務する職員並びに市町（学校組合）立学校に勤務する県費負担教職員に適用するものである。

具体的な量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 保護者、児童生徒、他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に同様の非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ判断するものとする。個別の事案の内容や具体的な行為の態様によっては、標準例に掲げる量定以外（服務監督上の措置を含む）とすることもあり得るところである。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

2 児童生徒性暴力等に係る量定の決定

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）により、教育職員等による児童生徒性暴力等が法律上定義され、被害を受けた児童生徒等の同意や、当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、全て違法行為として定められている。

教育に携わる職員による児童生徒性暴力等は、児童・生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるとともに、県民の公教育に対する信頼を著しく損なうものであり、断じて許されない。

このような趣旨を踏まえ、本県においては、教育職員等のみならず、教育に携わる全ての職員による児童生徒性暴力等に係る事案についての具体的な量定の決定に当たっては、処分権者として、より厳しい姿勢で臨む。また、児童・生徒等以外に対するわいせつ、セクシュアル・ハラスメント事案にあっても同様とする。

第2 標準例

1 一般服務関係

(1) 欠勤

- ア 正当な理由なく 10 日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。
- イ 正当な理由なく 11 日以上 20 日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。
- ウ 正当な理由なく 21 日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、戒告とする。

(3) 休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員は、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(5) 職場内秩序びん乱

- ア 暴行により職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給とする。
- イ 暴言により職場の秩序を乱した職員は、減給又は戒告とする。

(6) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。

(7) 違法な職員団体活動

ア 地方公務員法第 37 条第 1 項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は県又は市町の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 地方公務員法第 37 条第 1 項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。

(8) 秘密漏えい

職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。

(9) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。

(10) 児童・生徒の個人情報漏えい・紛失

児童・生徒に係る重要な個人情報を、故意又は重大な過失により漏えいし、又は紛失した職員は、減給又は戒告とする。

(11) 政治的目的を有する文書の配布

教育公務員特例法第 18 条の規定に基づく国家公務員法第 102 条第 1 項の規定に違反して政治的目的を有する文書を配布した職員は、戒告とする。

(12) 営利企業等の従事の許可を得る手続のけ怠

営利企業の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員は、減給又は戒

告とする。

(13) **体罰**

ア 体罰により、児童・生徒を死亡させ、又は児童・生徒に重大な後遺症が残る負傷を与えた職員は、免職とする。

イ 体罰により、児童・生徒に負傷を与えた職員は、体罰の形態を考慮し、停職、減給又は戒告とする。また、負傷がない場合であっても、体罰の形態によっては同様とする。

(14) **不適切な指導**

児童・生徒に対して、人格や人権をおとしめる言動等教育上必要な範囲を逸脱した指導（体罰に該当するものを除く。）をした職員は、態様の悪質性、行為の常習性などを考慮し、停職、減給又は戒告とする。

(15) **パワー・ハラスメント**

ア パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員は、停職又は減給とする。

ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員は、免職、停職又は減給とする。

(注) 「パワー・ハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。

(16) **電子メール等を利用した児童・生徒との私的なやり取り**

児童・生徒に対して、電子メールやソーシャルネットワーキングサービス等を利用して、私的なやり取りを行った職員は、戒告とする。

(17) **自家用車等への児童・生徒の同乗**

所属長の承認（事後の承認を含む。）を受けることなく、自家用車等に児童・生徒を同乗させた職員は、戒告とする。また、公務外において、救急等を目的とする場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、自家用車等に児童・生徒を同乗させた職員も同様とする。

2 わいせつな行為等

(1) **児童生徒性暴力等**

ア 次に掲げる行為を行った職員は、免職とする。

(ア) 児童・生徒等に性交等をすること又は児童・生徒等をして性交等をさせること。

(イ) 児童・生徒等にわいせつな行為をすること又は児童・生徒等をしてわいせつな行為をさせること ((ア)に掲げるものを除く。)。

(ウ) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 182 条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号。以下「児童ポルノ禁止法」という。）第 5 条から第 8 条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和

5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。) 第2条から第6条までの罪(児童・生徒等に係るものに限る。)に当たる行為をすること((ア)及び(イ)に掲げるものを除く。)。

(エ) 児童・生徒等に次に掲げる行為(児童・生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。)であって、児童・生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童・生徒等に不安を覚えさせるようなものを作ること又は児童・生徒等をしてそのような行為をさせること((ア)から(ウ)までに掲げるものを除く。)。

a 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること

b 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること

(オ) 児童・生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童・生徒等の心身に有害な影響を与えるものを作ること((ア)から(エ)までに掲げるもの及び次のイに掲げるものを除く。)。

イ 児童・生徒等に対してセクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。ただし、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合は、免職とする。

(注) 「児童・生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

- ① 学校に在籍する幼児、児童又は生徒
- ② 18歳未満の者(①に該当する者を除く。)

(注) ア及びイに該当する行為の例示

① アの(ア)は、刑法第177条の不同意性交等罪、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為や、広島県青少年健全育成条例(昭和54年広島県条例第2号)第39条に違反する淫行が該当する。

② アの(イ)は、刑法第176条の不同意わいせつ罪、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為や、広島県青少年健全育成条例第39条により禁止されるわいせつ行為が該当する。

③ アの(ウ)における、

- ・ 刑法第182条の罪に当たる行為は、16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求(同条第1項)、面会(同条第2項)、性的な姿態を撮影した映像の要求(同条第3項。いわゆる自撮り要求等)、
- ・ 児童ポルノ禁止法第5条から第8条までの罪に当たる行為は、児童買春周旋(同法第5条)、児童買春勧誘(同法第6条)、児童ポルノ所持、提供等(同法第7条)、児童買春等目的の人身売買等(同法第8条)、
- ・ 性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為(児童・生徒等に係るものに限る。)は、児童・生徒等に係る性的姿態等の撮影(同法第2条)、性的影像記録の提供等(同法第3条)及び当該行為をする目的での保管(同法第4条)、性的姿態

等影像の送信（同法第5条）、及び記録（同法第6条）が該当する。

- ④ アの(イ)は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年広島県条例第15号。以下「迷惑防止条例」という。）第3条に規定する痴漢や、③に含まれない盗撮などの行為が該当する。
- ⑤ アの(オ)は、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、陰部等の露出、広島県青少年健全育成条例第39条の2に規定する淫行等の勧誘、同法第39条の3に規定する児童ポルノ等の提供を求める行為等の行為が該当する。
- ⑥ イの「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の者を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。例えば、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動をいう。このうち、悪質なセクシュアル・ハラスメントは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に定める児童生徒性暴力等に該当する。

（2）児童・生徒以外に対するわいせつな行為等

- ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。
- イ わいせつな行為を行った職員（アを除く。）は、免職、停職又は減給とする。
- ウ 盗撮等を行った職員は、免職又は停職とする。
- エ 相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を繰り返した職員は、停職又は減給とする。ただし、特に悪質な場合は、免職又は停職とする。
- オ 相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は、減給又は戒告とする。

（注）（2）における「わいせつな行為等」とは、わいせつな行為、盗撮等及びセクシュアル・ハラスメントをいう。

- ① 「わいせつな行為」とは、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出等をいう。
- ② 「盗撮等」とは、性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為又は迷惑防止条例第3条に規定する行為をいう。
- 性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為とは、性的姿態等の撮影（同法第2条）、性的影像記録の提供等（同法第3条）及び当該行為をする目的での保管（同法第4条）、性的姿態等影像の送信（同法第5条）、及び記録（同法第6条）であり、迷惑防止条例第3条に規定する行為とは、盗撮（同条第2号及び第3号）、盗撮準備行為（同条第4号。盗撮する目的で、写真機等を向け、又は設置すること）等である。
- ③ 「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の者を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。例えば、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動をいう

3 公金等取扱い関係

(1) 横領

公金（「学校諸費会計等」を含む。以下同じ。）又は公物を横領した職員は、免職とする。

(2) 窃取

公金又は公物を窃取した職員は、免職とする。

(3) 詐取

人を欺いて公金又は公物を交付させた職員は、免職とする。

(4) 紛失

公金又は公物を紛失した職員は、戒告とする。

(5) 盗難

重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った職員は、戒告とする。

(6) 公物損壊

故意に職場において公物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

(7) 出火・爆発

過失により職場において公物の出火、爆発を引き起こした職員は、戒告とする。

(8) 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、停職、減給又は戒告とする。

(9) 公金等の処理不適正

自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

(10) コンピュータの不適正利用

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

4 公務外等その他の非行関係

(1) 放火

放火した職員は、免職とする。

(2) 殺人

人を殺した職員は、免職とする。

(3) 傷害

人の身体を傷害した職員は、停職又は減給とする。

(4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかつたときは、減給又は戒告とする。

(5) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

(6) 横領

自己の占有する他人の物(公金及び公物を除く。)を横領した職員は、免職又は停職とする。

(7) 窃盗・強盗

ア 他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。

(8) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職とする。

(9) 賭博

ア 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした職員は、停職とする。

(10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用

麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した職員は、免職とする。

(11) 酗釈による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、減給又は戒告とする。

5 交通事故・交通法規違反関係

(1) 飲酒運転での交通事故・交通法規違反

ア 酒酔い運転をした職員は、事故の有無にかかわらず、免職とする。

イ 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職とする。

ウ 酒気帯び運転をした職員は、免職又は停職とする。この場合において、措置義務違反をした職員は、免職とする。

(2) 飲酒運転の同乗者等

飲酒運転をしていることを知りながら同乗し、又は運転することを知りながら飲酒を勧めた職員は、免職又は停職とする。

(3) 飲酒運転以外での交通事故・交通法規違反

ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

この場合において、措置義務違反をした職員は、免職とする。

イ 人に傷害を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。

ウ 無免許運転等の悪質な交通法規違反をした職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

6 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

附 則

この指針は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 18 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 30 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。